

気象警報発表時の対応について

令和3年5月

久御山町教育委員会

気象警報発表時の対応は下記のとおりです。

なお、気象警報の対応は、「久御山町」に発表された場合の対応です。

* 特別警報(大雨、暴風、大雪、暴風雪)平成25年8月30日から運用開始

	こども園	小・中学校
登校(園)前	1. 午前7時現在、特別警報、暴風警報または暴風雪警報のいずれかが発表されている場合は、解除されるまで、自宅待機 2. 午前10時までに警報が解除された場合は、解除後、保育・教育を開始 3. 午前10時以降、午後2時まで(2・3号認定児は午後3時まで)に警報が解除され、保育・教育を開始した場合は、給食の提供ができないため、弁当を持参するか、昼食をすませてから登園 4. 平日は午後2時まで(2・3号認定児は午後3時まで)に、土曜日は正午までに警報が解除されなかった場合は休園	午前7時現在、警報が発表されている場合は、解除されるまで、自宅待機 *ただし、特別警報が発表された場合は、解除、または、その他の警報に切り替わっても休校とする。 ★その他の警報発表の場合(特別警報を除く。) ①午前10時までにその他の警報が解除された場合は、解除後、登校 ②午前10時までに警報が解除されなかった場合は休校 * 午前7時から午前8時30分までの間に警報が発令された場合(登校中) 自宅出発前(登校班出発前)→自宅待機 自宅出発後(登校班出発後)→学校登校
	* 登校(園)前については、各ご家庭で最新の気象情報の取得に努めていただき、ご対応ください。	
登校(園)後	1. 特別警報、暴風警報または暴風雪警報のいずれかが発表された場合は、速やかに保護者とともに降園。全員降園後、休園 2. 状況が悪化し、降園させることが危険と判断される場合は、状況が好転するまで、こども園において待機	1. 特別警報、その他の警報が発表された場合は、速やかに下校 *ただし、局地的な大雨等による一時的な警報の発令など、警報が解除される見込みの場合は、学校に待機させることがある(その場合には、メール等により保護者連絡する。) * 下校時における児童・生徒の通学路の安全に配慮すること 2. 状況が悪化し、下校させることが危険と判断される場合は、状況が好転するまで、学校において待機

※保護者への児童引き渡しの際は、来校(園・所)する保護者の安全確保にも配慮してください。

※校園長は、被害等が発生した場合にかかわらず、速やかに状況把握のうえ教育委員会へ報告をお願いします。

地震発生時における学校等の対応について

- 1 久御山町において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、町ホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所（公園・学校の校庭等）の確認をお願いします。

状況等	震度5弱以上の地震が発生	
校 種	こども園	小中学校
登校前 (園)	臨時休業 ※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、登校日当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日（こども園は日・祝日）及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。 ※登校（園）再開については、ホームページやメール配信等でお知らせします。	
登校中 (園)	園児及び保護者は、危険な場所を避け、安全な場所（公園、近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、自宅へ	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園、学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則自宅か学校の近い方に避難
在校中 (園)	地震時は教職員の指示に従い身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて園・校庭へ避難 ⇒以降、臨時休業 ↓ 園児・児童・生徒の確認・保護 ↓ 【園児】保護者への引渡し 【児童】保護者への引渡し 【生徒】下校に際しての安全を確認でき次第、集団下校	
下校中 (降園中)	園児及び保護者は、危険な場所を避け、安全な場所（公園、近くの学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、自宅へ	児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所（公園、学校の校庭等）へ一時的に避難 ↓ 揺れがおさまった後、原則自宅か学校の近い方に避難

※放課後児童健全育成事業（以下「仲よし学級」という。）の対応について

- 1 登校前から在校中までの間に、久御山町において震度5弱以上の地震が発生した場合、仲よし学級は臨時休級となります。
- 2 仲よし学級在級時に上記地震が発生した場合は、学校対応の「在校中」に準じた対応とします。
- 3 長期休業中（学校休業日に仲よし学級を開室する日を含む。）に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※この表において「園児」は町立こども園に在籍する園児、「児童」は町立小学校に在籍する小学生、「生徒」は町立中学校に在籍する中学生を意味しています。

登下校中は、自主的な避難行動が基本となります。登下校中に大きな地震が起きた場合の対応を各ご家庭で話し合っておいてください。